

白石市広告掲載基準の細目に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白石市広告掲載基準(平成19年12月27日市長決裁。以下「広告掲載基準」という。)第10条の規定により広告掲載の基準に係る細目について定めるものとする。

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第2条 広告掲載基準第8条第1号の自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもので交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告とは、次に掲げるものとする。

- (1) 過度に鮮やかな模様又は色彩を使用するもの
- (2) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

2 広告掲載基準第8条第2号の自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもので交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告とは、次に掲げるものとする。

- (1) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- (2) ノードや水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
- (3) デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの
- (4) 絵柄や文字が過密であるもの

(広告内容に関する特別の配慮)

第3条 別表の左欄に掲げる広告に関して行う広告掲載に係る可否の審査に際しては、当該広告の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項について、特別の配慮をしなければならない。

附則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

平成20年6月18日一部改正